特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	予防接種関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
壬生町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
壬生町長

公表日
令和7年3月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予報接種法による予防接種の記録の保存と実施対象者の把握 ②予防接種法による給付対象者の把握 ③予防接種法による予防接種の実施に係る費用を徴収する者の把握
③システムの名称	健康管理システム　統合宛名システム　中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種対象者ファイル　宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表14の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項並びに総務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】番号法第19条8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、並びに総務省令第12条の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部　こども未来課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場　総務部総務課　文書法規係 郵便番号：321－0292 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号：0282－81－1806　FAX：0282－82－8262

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場　総務部総務課　文書法規係 郵便番号：321－0292 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号：0282－81－1806　FAX：0282－82－8262

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項を遵守している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、祖鵠で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けられない場合にのみ行う住基ネットの照会は、4情報または住所を含む③情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や課長による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月10日	5. 評価実施機関における担当部署	町民生部　こども未来課　倉井利一	町民生部　こども未来課　大橋　肇	事後	
平成30年5月7日	5. 評価実施機関における担当部署	町民生部　こども未来課　大橋　肇	町民生部　こども未来課　臼井　優子	事後	
平成30年5月7日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成27年3月10日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成30年5月7日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成27年3月10日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	Ⅳリスク管理	―	新様式により追加	事後	
令和1年5月14日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更あり
令和1年5月14日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更あり
令和1年5月14日	5. 評価実施機関における担当部署	こども未来課　母子保健係 こども未来課長　臼井　優子	民生部　こども未来課 課長	事後	
令和2年3月31日	Ⅰ－1－②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、	事後	
令和2年3月31日	Ⅰ－1－③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム　統合宛名システム　中間サーバ・ソフトウェア	事後	
令和2年3月31日	Ⅰ－2　特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル	予防接種対象者ファイル　宛名情報ファイル	事後	
令和2年3月31日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一　第10項 予防接種法　第5条第一項と第15条第一項	番号法第9条第1項、別表第一　第10項	事後	
令和2年3月31日	4. ②法令上の根拠	番号法19条第7号、別表第二　第17項、第18項、第19項	【情報照会】番号法第19条第7号、別表第二第16-2項、第17項、第18項、第19項	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月31日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月1日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和2年3月1日　時点	令和3年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月1日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和2年3月1日　時点	令和3年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	Ⅰ－5①　部署	民生部　こども未来課	住民福祉部　こども未来課	事後	
令和4年8月19日	Ⅰ－7　請求先　住所	栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	1－8　連絡先　住所	栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一　第10項	番号法第9条第1項、別表14の項	事後	
令和7年3月24日	4. ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号、別表第二第16-2項、第17項、第18項、第19項並びに総務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】番号法第19条7号、別表第二の16の2項、並びに総務省令第12条の2	【情報照会】番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項並びに総務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】番号法第19条8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、並びに総務省令第12条の2	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅳ-8　人手を介在させる作業	-	十分である	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ-8　人手を介在させる作業（判断の根拠）	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項を遵守している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、祖鶴で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けられない場合にのみ行う住基ネットの照会は、4情報または住所を含む③情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や課長による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ-11　最も優先度が高いと考えられる対策	-	1）目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ-11　最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ-11　最も優先度が高いと考えられる対策（判断の根拠）	-	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	